

平成 30 年 7 月 18 日

尼崎市環境審議会 部会

参考 1

**地方公共団体実行計画（区域施策編）
策定・実施マニュアル（本編）**

Ver. 1.0

平成 29 年 3 月

環 境 省

総合環境政策局 環境計画課

1. はじめに

～地球温暖化対策は、新たなステージへ～

平成 27 年 12 月、フランス・パリで開催された第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、2020 年以降の地球温暖化対策の新たな国際枠組みとして、「パリ協定」が合意されました。この協定により、全ての国々が、長期的な温室効果ガス排出削減に乗り出すこととなりました。これは、平成 9 年に第 3 回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP 3）にて採択された「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みと言えます。

パリ協定においては、産業革命以降の世界の平均気温上昇を 2℃よりも十分下方に抑えるとの目的及び 1.5℃に抑える努力の追及や、この目的を達成するために今世紀後半の温室効果ガス的人為的な排出と吸収を均衡させるよう、世界の排出量を早急にピークアウトし、その後急激に削減することが世界的な目標として設定されました。

この協定の採択により、先進国・途上国という二分論を超えた全ての国の参加、温室効果ガスの削減目標の 5 年ごとの提出・更新、適応計画プロセスや行動の実施等が新たな枠組みに反映され、地球温暖化対策は国際的に新しいステージに入りました。これに呼応して、我が国も地球温暖化対策の新しいステージに入ることとなりました。

平成 27 年 7 月には我が国も、2030 年度の温室効果ガス排出削減目標を含む「日本の約束草案」を国連に提出しました。この中で、我が国は、国内の排出削減・吸収量の確保により、温室効果ガス排出量を 2030 年度（平成 42 年度）に 2013 年度（平成 25 年度）比マイナス 26.0%（2005 年度（平成 17 年度）比マイナス 25.4%）の水準とすることとしています。

さらに、この目標の実現に向けた国の計画として、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」（平成 27 年 12 月 22 日地球温暖化対策推進本部決定）に基づき、平成 28 年 5 月 13 日に「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。これは、平成 17 年に策定され、平成 20 年に全面的に改定された「京都議定書目標達成計画」以来、国として 8 年ぶりに策定された計画となります。

併せて、国は「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、地方公共団体実行計画の共同策定や国民運動の更なる展開等について規定し、地球温暖化対策の一層の基盤強化を図りました。

他方で、地方における地球温暖化対策は、住民の地球温暖化問題に対する関心の低下や厳しい財政制約を始めとして、多くの課題に直面しています。加えて、多くの地域が、少子高齢化・人口減少の進行、地域経済の先行きに対する懸念、科学技術の急速な進歩等の様々な社会経済情勢に対応することを求められています。

こうした状況も踏まえつつ、環境省では、平成 28 年度に地球温暖化対策行政に係る専門

的知見を有する外部有識者や地方公共団体等から成る検討会「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアルに関する検討会」を開催しました。同検討会において、区域施策編に関する重要な論点を議論した上で、本マニュアルの策定に向けて、協議を重ねました。さらに、同検討会の中で、これからの地方における地球温暖化対策の在り方として、〈コベネフィット¹の追求〉、〈努力の見える PDCA〉及び〈戦略的なパートナーシップ〉の3点が提唱されました（詳細については後述します）。

これらは、区域の温室効果ガス排出量の短期的な増減に一喜一憂し、過度に精緻な技術的検討に注力することよりも、むしろ地球温暖化対策を通じた地域の利益の追求や多様な課題への対応こそを優先すべきとし、他の分野の関連施策とも連携を図りながら、域内外の多様なステークホルダーとの協力の下に、その時々々の技術動向も踏まえて、地域の努力が見える実効的な施策を柔軟に展開することに重点を置くべきとするものです。

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つです。私たちのあらゆる社会・経済活動は、温室効果ガスの排出と関わりがあります。このため、地球温暖化対策の推進に当たっては、国、地方公共団体、事業者、国民等、あらゆる主体が温室効果ガスの排出を自分ごととして捉え、その削減に向けた取組を積極的に行っていく必要があります。

地方公共団体には、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定と実施を通じて、多様なステークホルダーとともに、地球温暖化対策に取り組み、気候変動の影響による脅威に立ち向かうことにより、現在及び将来の住民の健康で文化的な生活を確保することが期待されています。

¹ 本マニュアルにおいては、温室効果ガスの排出抑制等と併せて地域が追求できる経済・社会的な便益のことを「コベネフィット」と呼んでいます。地域における地球温暖化対策に関する文脈においては、一般に「マルチベネフィット（multi-benefit）」と呼ばれているものとはほぼ同義のものと考えています。

○これからの地方における地球温暖化対策の在り方

<コベネフィットの追求>

- ・ 地域における地球温暖化対策は、温室効果ガス排出の抑制を実現するだけではありません。地域活性化、人口減少、産業振興、防災、健康等の多様な課題の解決に貢献し、住民・事業者の利益となる可能性を秘めています。
- ・ 地球温暖化対策は、社会経済情勢や技術動向も踏まえて区域の目指す将来像の中に位置づけ、コベネフィット、すなわち、温室効果ガスの排出抑制等と併せて地域が追求できる経済・社会的な便益の観点を含めて検討すべきであると考えられます。
- ・ また、関連する他分野の施策も、地球温暖化対策の観点から再検討し、効果的な連携を図るべきであると考えられます。

<努力の見える PDCA>

- ・ 区域における温室効果ガス排出量は、様々な外的要因にも左右されるものであり、また、個々の施策による削減効果が把握しがたい場合もあります。
- ・ そこで、温室効果ガス総量削減目標のみならず、最終エネルギー消費量や再生可能エネルギー導入量等を計画目標として掲げることも有効です。
- ・ 加えて、個々の施策についても、削減効果のみならず、進捗評価のための指標を設定し、庁内においても、住民にとっても努力の見える PDCA サイクルを回すべきであると考えられます。
- ・ 住民を含む地域のステークホルダーの関心喚起や取組の動機づけに向けては、進捗（成果と課題）を可視化して分かりやすく伝えるコミュニケーションが重要です。

<戦略的なパートナーシップ>

- ・ 地球温暖化対策は、環境部局のみならず、関係部局を含む全庁的取組とし、庁外のステークホルダー（住民、事業者、金融機関、民間団体、他の地方公共団体等）の参画・協働が不可欠です。
- ・ 区域施策編や各施策について、それらの立案・実施から評価・改善に至るまで、あらゆるフェーズで戦略的に連携することが望ましいと考えられます。
- ・ 都道府県は、特に広域的なルール作りや市町村の支援に、市町村は現場寄りのプロジェクト支援や住民の普及啓発により注力する等、それぞれの特性を踏まえた役割分担が重要です。

1-2. 区域施策編の制度的位置付け

<地球温暖化対策推進法及び地球温暖化対策計画における区域施策編の位置付け>

地球温暖化対策推進法は、地球温暖化を防止することの重要性に鑑み、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的として、国、地方公共団体、事業者及び国民による地球温暖化対策の在り方を定める法律です。

同法第4条においては、地方公共団体の責務について、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進すること等が定められています。

加えて、同法第19条第2項においては、地方公共団体の施策について、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとされています。

特に、都道府県、指定都市等に対しては、同法第21条第3項において、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項（いわゆる区域施策編）を策定することを義務付けています。このことは、地球温暖化対策計画においても、都道府県、指定都市等の基本的な役割として定められています。

また、中核市未滿の市町村に対しては、同法第19条第2項の趣旨に照らし、地球温暖化対策計画において、区域施策編の策定に努力することが求められています。

なお、地球温暖化対策推進法の平成28年改正により、複数の地方公共団体が共同して地方公共団体実行計画を策定できることが明記されました。また、区域施策編に盛り込むべき地域環境の整備に関する事項の例示として、「都市機能の集約化の促進」（いわゆる都市のコンパクト化の促進）が明記されました。

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（抄）

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(国及び地方公共団体の施策)

第十九条 (略)

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循

環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
4～12（略）

○地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（抄）

第3章 目標達成のための対策・施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

2. 「地方公共団体」の基本的役割

（1）地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進

地方公共団体は、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進する。例えば、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、低炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指す。都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、本計画に即して、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画（以下「地方公共団体実行計画区域施策編」という。）を策定し実施する。また、その他の地方公共団体も、地方公共団体実行計画区域施策編を策定し実施するよう努める。

<地球温暖化対策計画や地方公共団体実行計画に関する経過措置>

なお、地球温暖化対策計画や地方公共団体実行計画に関しては、地球温暖化対策推進法附則第2条において、以下のような経過措置が定められています。

附 則（平成28年法律第50号）

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律（次項において「旧法」という。）第八条第一項の規定に基づく地球温暖化対策計画は、この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律（次項において「新法」という。）第八条第一項の規定に基づく地球温暖化対策計画が定められるまでの間、同項の規定に基づく地球温暖化対策計画とみなす。

2 この法律の施行の際現に存する旧法第二十条の三第一項及び第三項の規定に基づく地方公共団体実行計画は、新法第二十一条第一項及び第三項の規定に基づく地方公共団体実行計画が定められるまでの間、これらの規定に基づく地方公共団体実行計画とみなす。

1-3. 地方公共団体による地球温暖化対策への期待

地球温暖化対策計画においては、地方公共団体の基本的な役割として、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進することが期待されています。例えば、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、低炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指すことが期待されます。

地方公共団体の規模に応じた役割や地方公共団体間の連携等については、以下に記載します。

(1) 都道府県の地球温暖化対策について

都道府県は、幅広いステークホルダーを対象とする広域的な施策を策定・実施し得る主体として、例えば、再生可能エネルギーの適切な利用促進に向けたルール等の策定や地球温暖化対策計画書制度（制度の概要については、「2-4-3. 温室効果ガス排出抑制等に関する施策」を参照してください。）等の整備・運用等が期待されます。加えて、区域施策編の改定等と、従来実施されてきた事業や制度等の適切な見直しによる深掘りも期待されます。

また、科学技術の進歩を踏まえ、先進的技術の積極的な率先導入や導入促進を図ることも考えられます。

加えて、地球温暖化対策計画において、都道府県は、管下の市町村における取組の優良事例の情報収集と他の市町村への普及促進に取り組むよう努めることとされています。また、地方公共団体実行計画の策定・改定や同計画に基づく取組が困難な市町村に対し、技術的な助言や人材育成の支援等の措置を積極的に講ずるように努めることとされています。特に、区域施策編を初めて策定する市町村への支援が期待されます。

(2) 指定都市等の地球温暖化対策について

指定都市等といった大都市等からのエネルギー起源 CO₂³排出量は、我が国の排出量の多くの割合を占める傾向にあります。加えて、平均的な人口減少率も、中核市未満の市町村に比べて相対的に低いと見込まれており、今後とも中長期にわたり、我が国における温室効果ガスの排出の割合が高い地域であり続ける可能性があります。

こうした状況に鑑み、指定都市等には、従来実施されてきた対策・施策（制度や事業を含みます。）の更なる深掘り・拡充を始めとして、これまで以上に積極的な地球温暖化対策が期待されます。

また、まちづくりの中心的な主体として、関連施策との適切な連携を図り、当該施策の

³二酸化炭素（CO₂）は、地球温暖化対策分野においては、エネルギー（電気や熱、燃料）の消費に伴って排出されるものと、これ以外のものの2つに分類されています。前者は「エネルギー起源 CO₂」と呼ばれ、我が国全体における温室効果ガス排出量の大半を占めています。多くの地域においても、同様に区域の温室効果ガス排出量の大半を占めていると考えられます。

目的達成との調和を図りながら、コンパクトシティやスマートシティ等の低炭素型の都市づくりを推進することが期待されます。

加えて、住民にとって最も身近な地方公共団体として、国民運動「COOL CHOICE」の促進や一般廃棄物からの温室効果ガスの排出抑制を図ることが期待されます。

(3) 中核市未満の市町村の地球温暖化対策について

中核市未満の市町村が区域施策編を策定する場合においても、地球温暖化対策推進法第21条に掲げられた全ての要件を満たすことが理想的であるとも考えられます。

しかしながら、地球温暖化対策のための体制や保有する知見等の実態を勘案すると、温室効果ガス排出削減目標の技術的検討や広範な施策の企画・実施・評価が著しく困難である場合も考えられます。また、人口減少が急激に進行している場合等においては、長期的な目標を議論すること自体が困難となることも考えられます。

このような場合には、適宜、区域施策編に盛り込む内容を絞り込み、簡素な計画とすることも可能です。

例えば、区域施策編に盛り込む施策について、対象とする温室効果ガスの種類をエネルギー起源 CO₂ に限定するとともに、2030年度の住民一人あたりの排出削減目標を掲げた上で、地域において最も利用しやすい種類の再生可能エネルギーの利用促進や、住民が取り組みやすい省エネルギー（国民運動「COOL CHOICE」やエコドライブ等）の促進、環境教育の着実な推進等に重点化することも考えられます。

また、まちづくりの中心的な主体として、関連施策との適切な連携を図り、当該施策の目的達成との調和を図りながら、低炭素型のコンパクトな地域づくりを推進することが期待されます。

特に、区域施策編を初めて策定する市町村においては、長期目標の設定等は見送り、まずは簡素な内容の区域施策編を策定・実施することとし、将来の見直し・改定の時点において無理のない範囲で技術的検討を加えて、各種目標の見直しや施策の強化・追加を図っていく等、段階を踏んで中長期的に拡充を図っていくことも考えられます。

なお、温室効果ガス排出量の算定に関しては、自ら実施することが困難である場合、後述のとおり環境省が定期的に公表する簡易推計等の結果を利用することが可能です。

(4) 地方公共団体間の連携等について

複数の地方公共団体による連携に関しては、地球温暖化対策推進法の平成28年改正により、区域施策編の共同策定が可能であることが明記されました。

また、他の地方公共団体との広域的な協調・連携を通じて、地球温暖化対策に資する施策や事業について共同での検討や実施を推進することにより、取組の更なる高度化・効率

化・多様化を図ることも期待されます⁴。

例えば、自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有や共同事業の実施のほか、温室効果ガス排出量の多い事業者の対策に係る諸制度の連携⁵、連携中枢都市圏（相当な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏）における対策・施策の連携・協調、再生可能エネルギー資源に富む中山間地域と資金力に富む都市部との共同エネルギー事業の実施⁶等、多様な形態の連携が考えられます。

さらに、海外の地方公共団体との姉妹都市関係等に基づく国際的な都市間連携により、先進的な取組・技術に係る情報共有や海外における低炭素化を目指したまちづくりを促進することを通じて、世界全体での温室効果ガス排出削減にも貢献することが期待されます。

なお、区域内における対策・施策だけでは更なる温室効果ガス排出削減が容易ではない場合等においては、区域外（海外を含みます。）の温室効果ガス排出削減に貢献する施策を講じ、その効果を算定・公表することも可能です。当該効果については、区域の温室効果ガス排出量の総量と区別して算定・公表することが考えられます。

また、適切な役割分担の下に、都道府県や市町村との間で連携して、広域にわたる対策・施策を講じることも考えられます。

⁴ 例えば、交通や廃棄物の広域処理のように、区域の境界をまたぐ分野については、必要に応じて、都道府県や市町村で連携した取組を進めることが考えられます。

⁵ 東京都と埼玉県は、区域内の大規模事業者による排出量取引制度を導入し連携させており、同制度の下で創出されるクレジットは東京都・埼玉県のいずれにおいても使用可能とされています。

⁶ 東京都世田谷区は、住宅地であるために区域における再生可能エネルギーの導入拡大が容易でないところ、豊かな森林を有する群馬県川場村との協定により、同村における木質バイオマス発電で得られた電気を区民が購入する仕組みを共同して構築しており、双方の住民の交流促進や地域経済の活性化につなげていくことを目指しています。

2-2. 温室効果ガス排出量の推計・要因分析

2-2-1. 対象とする温室効果ガス排出量

(1) 区域の温室効果ガス排出量

区域施策編で把握すべき区域の温室効果ガス排出量¹²は、原則として「地理的な行政区域内の排出量のうち、把握可能かつ対策・施策が有効である部門・分野」とします。

「地理的な行政区域内の排出量」とは、地方公共団体の地理的な境界内における温室効果ガスの排出、すなわち、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することによる排出量を指します。

一方で、区域外への貢献という観点から、区域施策編の対策・施策の対象には地理的な行政区域外の温室効果ガス排出量も対象とすることも考えられます。例えば、従来製品・サービスに比べライフサイクル全体のCO₂削減に寄与する製品・サービスの製造・提供は、区域の温室効果ガス排出量の削減に直接結びつかなくとも、区域外における有効な地球温暖化対策となります。このような低炭素化に寄与する製品・サービスを認定したり、補助金・融資等の対象としたり、普及啓発することも重要な施策となります。

「区域の温室効果ガス排出量」と「対策・施策の対象とする温室効果ガス排出量」の関係性を図 2-2-1.1 に示します。なお、本マニュアルでは、例外¹³として地理的な行政区域外の排出量を含めている部門・分野が二つあります。

¹² 温室効果ガス排出量の推計等に関する基礎知識については、付録の5-1.も参照してください。

¹³ 例外の一つは、運輸部門（自動車）で、「道路交通センサス自動車起終点（OD）調査」に基づく推計を行う場合です。この推計手法は、区域を登録地とする自動車の走行に伴う排出を推計する手法で、対象車両に対する対策に注目するため、他区域での走行分を含みます。もう一つは、廃棄物分野の一般廃棄物の焼却処分及び埋立処分に伴う排出です。一般廃棄物の焼却処分及び埋立処分では、一部事務組合及び広域連合で広域処理を行っている場合には市町村の処理量ごとに排出量を推計します。つまり、排出量を処理場の立地ではなく、発生源の市町村に帰属させる手法です。

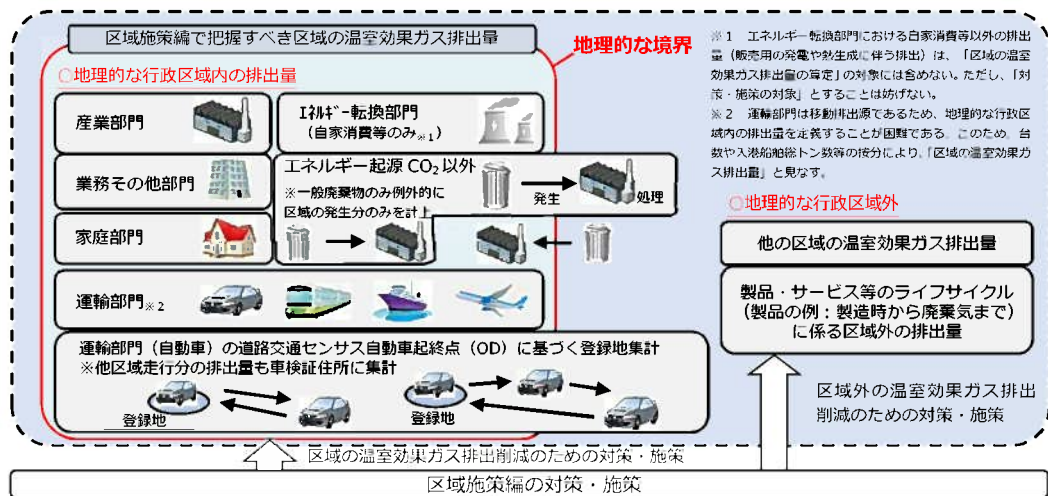


図 2-2-1.1 「区域の温室効果ガス排出量」と「対策・施策の対象とする温室効果ガス排出量」の関係性

ここで、温室効果ガスの区分は、地球温暖化対策推進法に定める7種類のガスとします。なお、区域の温室効果ガス排出量は、対策・施策と対応しやすいように次に示す部門・分野別に把握することを原則としますが、エネルギー起源 CO₂ 以外のガス種について分野別の把握が困難な場合には、ガス種別の把握を行うこととします。

表 2-2-1.1 温室効果ガスの種類と主な排出活動

温室効果ガスの種類		主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
	非エネルギー起源 CO ₂ [※]	工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等
メタン(CH ₄)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理
一酸化二窒素(N ₂ O)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、排水処理
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		クロロジフルオロメタン又は HFCs の製造、冷凍空調機と機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としての HFCs の使用
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		アルミニウムの製造、PFCs の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用
六ふっ化硫黄 (SF ₆)		マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・排出
三ふっ化窒素 (NF ₃)		NF ₃ の製造、半導体素子等の製造

※本マニュアルにおいて、非エネルギー起源 CO₂ は「非エネ起 CO₂」と表記します。

部門・分野は、日本国温室効果ガスインベントリ報告書の分野¹⁴や総合エネルギー統計の部門を参考に、推計手法の分類も踏まえて次のように区分しています。

1) エネルギー起源 CO₂ の部門

「産業部門」は、製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出です。総合エネルギー統計の農林水産鉱建設部門及び製造業部門に対応します。

「業務その他部門」は、事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出です。総合エネルギー統計の業務他（第三次産業）部門に対応します。

「家庭部門」は、家庭におけるエネルギー消費に伴う排出です。自家用自動車からの排出は、「運輸部門（自動車）」で計上します。総合エネルギー統計の家庭部門に対応します。

「運輸部門」は、自動車、船舶、航空機、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出です。総合エネルギー統計の運輸部門に対応します。

「エネルギー転換部門」は、発電所や熱供給事業所、石油製品製造業等における自家消費分及び送配電ロス等に伴う排出です。産業部門や業務その他部門の自家用発電や自家用蒸気発生は含みません。

2) エネルギー起源 CO₂ 以外の分野

「燃料の燃焼分野」は、燃料の燃焼及び自動車走行に伴う排出です。

「工業プロセス分野」は、工業材料の化学変化に伴う排出です。

「農業分野」は、水田からの排出及び耕地における肥料の使用による排出（耕作）、家畜の飼育や排泄物の管理に伴う排出（畜産）、農業廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出（農業廃棄物）です。

「廃棄物分野」は、廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出（焼却処分）、廃棄物の埋立処分に伴い発生する排出（埋立処分）、排水処理に伴い発生する排出（排水処理）、廃棄物の焼却、製品の製造の用途への使用及び廃棄物燃料の使用に伴い発生する排出（原燃料使用等）です。

「代替フロン等 4 ガス分野」は、金属の生産、代替フロン等の製造、代替フロン等を利用した製品の製造・使用等、半導体素子等の製造等、溶剤等の用途への使用に伴う排出です。

¹⁴ 国立研究開発法人国立環境研究所「日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2016 年」（2016 年 4 月）

表 2-2-1.2 部門・分野一覧

ガス種	部門・分野		説明	備考
エネルギー起 源 CO ₂	産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。	
		建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。	
		農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。	
	業務その他部門		事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出。	
	家庭部門		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出。	自家用自動車からの排出は、運輸部門（自動車（旅客））で計上します。
	運輸部門	自動車（貨物）	自動車（貨物）におけるエネルギー消費に伴う排出。	
		自動車（旅客）	自動車（旅客）におけるエネルギー消費に伴う排出。	
		鉄道	鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出。	
		船舶	船舶におけるエネルギー消費に伴う排出。	
		航空	航空機におけるエネルギー消費に伴う排出。	
エネルギー転換部門		発電所や熱供給事業所、石油製品製造業等における自家消費分及び送配電ロス等に伴う排出。	発電所の発電や熱供給事業所の熱生成のための燃料消費に伴う排出は含みません。	
エネルギー起 源 CO ₂ 以外の ガス	燃料の 燃焼分野	燃料の燃焼	燃料の燃焼に伴う排出。【CH ₄ 、N ₂ O】	「エネルギー起源 CO ₂ 以外のガス」の各分野は、各排出活動に伴う非エネルギー起源の温室効果ガスの発生を整理していますが、同活動に伴い、燃料、電気及び熱を使用する場合には、「エネルギー起源 CO ₂ 」が発生することに留意してください。
		自動車走行	自動車走行に伴う排出。【CH ₄ 、N ₂ O】	
	工業プロセス分野		工業材料の化学変化に伴う排出。【非エネ起 CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O】	
	農業分野	耕作	水田からの排出及び耕地における肥料の使用による排出。【CH ₄ 、N ₂ O】	
		畜産	家畜の飼育や排泄物の管理に伴う排出。【CH ₄ 、N ₂ O】	
		農業廃棄物	農業廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出。【CH ₄ 、N ₂ O】	
	廃棄物分野	焼却処分	廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出。【非エネ起 CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O】	
		埋立処分	廃棄物の埋立処分に伴い発生する排出【CH ₄ 】	
		排水処理	排水処理に伴い発生する排出。【CH ₄ 、N ₂ O】	
	原燃料使用等		廃棄物の焼却、製品の製造の用途への使用、廃棄物燃料の使用に伴い発生する排出。【非エネ起 CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O】	
代替フロン等 4 ガス分野		金属の生産、代替フロン等の製造、代替フロン等を利用した製品の製造・使用等、半導体素子等の製造等、溶剤等の用途への使用に伴う排出。【HFCs、PFCs、SF ₆ 、NF ₃ 】		

(2) 地方公共団体の区分（規模）に応じた対象とする部門・分野

「把握可能かつ対策・施策が有効である部門・分野」は、現況推計のために必要な統計や区域のエネルギー使用量の実績値を取得できるかどうかや、有効な対策・施策を講じられるかどうかを勘案して選択してください。

本マニュアルでは参考として、法令による責務や、温室効果ガス排出量の影響度等を考慮し、地方公共団体の区分（規模）に応じて把握が望まれる対象部門・分野を示します。

表 2-2-1.3 地方公共団体の区分により対象とすることが望まれる部門・分野

ガス種	部門・分野		都道府県	指定都市	中核市 ^{※1}	その他の市町村	
エネルギー 一 起源 CO ₂	産業部門	製造業	●	●	●	●	
		建設業・鉱業	●	●	●	●	
		農林水産業	●	●	●	●	
	業務その他部門		●	●	●	●	
	家庭部門		●	●	●	●	
	運輸部門	自動車（貨物）	自動車（貨物）	●	●	●	●
			自動車（旅客）	●	●	●	●
			鉄道	●	●	●	▲
			船舶	●	●	●	▲
			航空	●			
エネルギー転換部門		●	●	▲	▲		
エネルギー 一 起源 CO ₂ 以外 のガス	燃料の燃焼分野	燃料の燃焼	●	●	▲	▲	
		自動車走行	●	●	▲	▲	
	工業プロセス分野		●	●	▲	▲	
	農業分野	耕作	●	●	▲	▲	
		畜産	●	▲	▲	▲	
		農業廃棄物	●	●	▲	▲	
	廃棄物分野	焼却 処分	一般廃棄物	▲	●	● ^{※5}	● ^{※5}
			産業廃棄物	●	● ^{※3}		
		埋立 処分	一般廃棄物	▲	●	▲	▲
			産業廃棄物	●	● ^{※3}		
		排水 処理	工場排水処理施設	●	● ^{※4}		
			終末処理場	●	●	▲	▲
	し尿処理施設		▲	●	▲	▲	
生活排水処理施設		▲	●	▲	▲		
原燃料使用等		●	●	▲	▲		
代替フロン等 4 ガス分野 ^{※2}		●	●	▲	▲		

●：特に把握が望まれる ▲：可能であれば把握が望まれる

※1 中核市には施行時特例市を含みます。

※2 NF₃については、●の地方公共団体においても“可能であれば把握が望まれる”とします。

※3 産業廃棄物の焼却処分、埋立処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）における「政令で定める市」以上を“特に把握が望まれる”とします。

※4 工場排水処理施設における排水処理の分野は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）において定義される政令市以上を“特に把握が望まれる”とします。

※5 中核市とその他の市町村は、一般廃棄物の焼却処分のうち非エネルギーCO₂のみ“特に把握が望まれる”とします。

※6 吸収源対策による吸収量を推計対象とするかどうかは地方公共団体の規模によらず任意とします。

なお、対象とする部門・分野及び対象としない部門・分野については、区域の事業者や住民の理解促進等の観点から、区域施策編の中で明示することが望ましいと考えられます。

その際は、以下の表のように、対象とする部門・分野の排出量の推計手法を合わせて掲載すると分かりやすくなります。

表 2-2-1.4 区域施策編で対象とする部門・分野の掲載例（中核市の例）

ガス種	部門・分野		対象 (記載例)	推計手法(記載例)※	
エネルギー 起源 CO ₂	産業部門	製造業	●	事業所排出量積上法	
		建設業・鉱業	●	都道府県別按分法	
		農林水産業	●	都道府県別按分法	
	業務その他部門		●	都道府県別按分法(実績値活用)	
	家庭部門		●	都道府県別按分法(実績値活用)	
	運輸部門	自動車(貨物)	●	道路交通センサス自動車起終点調査データ活用法	
		自動車(旅客)	●		
		鉄道	対象外	-	
		船舶	対象外	-	
		航空	対象外	-	
エネルギー転換部門		●	事業所排出量積上法		
エネルギー 起源 CO ₂ 以 外のガス	燃料の燃 焼分野	燃料の燃焼	対象外	-	
		自動車走行	対象外	-	
	工業プロセス分野		対象外	-	
	農業分野	耕作	対象外	-	
		畜産	対象外	-	
		農業廃棄物	対象外	-	
	廃棄物分 野	焼却処分	一般廃棄物	●	一般廃棄物処理実態調査より非エネルギー起源 CO ₂ を推計
			産業廃棄物	対象外	-
		埋立処分	一般廃棄物	対象外	-
			産業廃棄物	対象外	-
		排水処理	工場廃水処理施設	対象外	-
			終末処理場	対象外	-
			し尿処理施設	対象外	-
	生活排水処理施設		対象外	-	
	原燃料使用等		対象外	-	
代替フロン等 4 ガス分野		対象外	-		

※各部門・分野の推計手法は、地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアルの「算定手法編」を参照してください。

2-2-2. 温室効果ガスの現況推計

(1) 現況推計の位置づけ

現況推計により、地域の温室効果ガス排出量に加えて、部門・分野別排出量の比率、経年の増減傾向を把握することができます。これにより、温室効果ガス排出の要因分析や、基準年度排出量を基準とした計画目標の設定、部門・分野別排出量の規模や増減傾向に応じた対策・施策の立案を行うことができます。このように、現況推計は区域施策編のPDCAプロセスの基礎となる重要な作業です。

区域施策編の策定時には、基準年度及び推計可能な直近の年度（以下「現状年度」といいます。）の現況推計を行います。経年の増減傾向を把握する場合には、その他の過年度についても行います。また、区域施策編の実施、点検時には、進捗管理のために毎年度、現状年度の現況推計を行います。

現況推計は、正確性の観点から、区域のエネルギー使用量や活動量の実績値を活用して行うことが理想的であると考えられます。このため、条例等に基づく温室効果ガス報告書制度や地球温暖化対策計画書制度等を通じて、実績値を把握することも重要かつ有効と考えられます。

他方で、実績値が取得困難な場合や、作業の効率化・省力化を図らざるを得ない場合は、統計の炭素量按分による手法を用いて簡易に求めることができます。

本マニュアルでは、エネルギー使用量実績値が無くても推計可能で、最も簡易な統計の炭素量按分による手法を、特に初めて区域施策編を策定する中核市未満の市町村における標準的手法と位置付けます。標準的手法による市町村別の推計結果は環境省が毎年度公表¹⁵しています。推計手法の詳細や選択方法は、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアルの「算定手法編」を参照してください。

なお、統計の炭素量按分による推計手法は、一定程度の精度で排出量を把握するため、要因分析や計画目標の設定に活用することができますが、区域のエネルギー使用実態の偏り（例えば、業種や交通量、都市ガス普及率の偏り等）や低炭素化の進捗の偏り（省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入の進捗状況）が平均化されてしまうため、必ずしも対策・施策の効果を正確に反映しない場合があることに留意が必要です。そのため、別途対策・施策の実施量目標を設定、評価することが区域施策編のPDCAの観点から重要となります。対策・施策の実施量目標については、「2-4-5. 対策・施策の目標・指標」を参照してください。

(2) 地域の温室効果ガス排出量の現況推計手法

本節では、地域の温室効果ガス排出量の現況推計手法について解説します。

地域の温室効果ガス排出量の現況推計手法は、大きく2つの項「1）エネルギー起源 CO₂

¹⁵ 環境省ウェブサイト、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト

排出量の推計」、「2）エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガス排出量の推計」に分かれています。

1) エネルギー起源 CO₂ 排出量の推計

エネルギー起源 CO₂ 排出量は、以下の算定式で推計します。

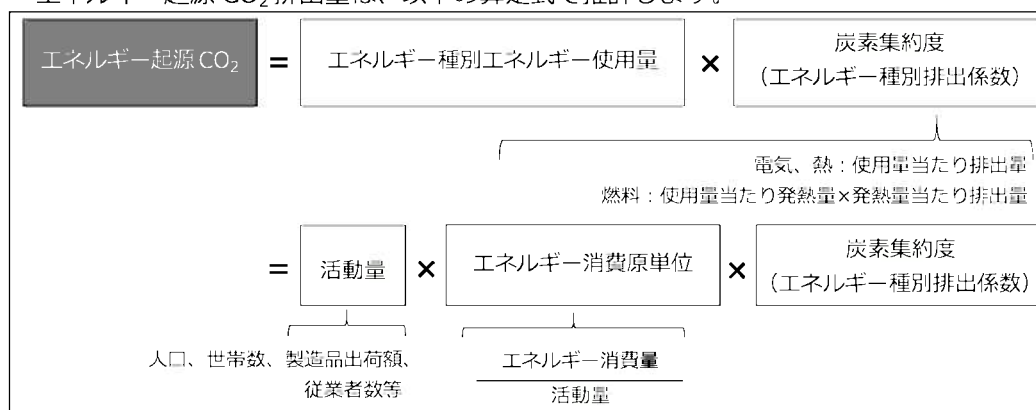


図 2-2-2.1 エネルギー起源 CO₂ の算定式

ここで、炭素集約度（エネルギー種別排出係数）は、電気及び熱では「使用量当たり排出量」、燃料では「使用量当たり発熱量¹⁶×発熱量当たり排出量」となります。本項の推計手法の解説では記載を簡素化するためどちらも「排出係数」と表記します。

排出係数の詳細については、下記のコラム及び地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアルの「算定手法編」を参照してください。なお、電気事業者の排出係数¹⁷は毎年度更新されるため、環境省が公表している「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の電気事業者別排出係数一覧¹⁸における該当年度の実排出係数を用いて推計することが合理的と考えられます。

区域施策編では、事務事業編とは異なり、区域のエネルギー種別エネルギー使用量を直接取得ないし把握することが困難であるため、それらの実績値が無くとも推計できる統計を用いた手法も本マニュアルでは記載しています。具体的には、エネルギー種別エネルギー使用量＝活動量×エネルギー消費原単位となることから、統計から部門別のエネルギー消費原単位又は温室効果ガス排出量原単位を求め、区域の活動量を乗じることでエネルギー使用量又は温室効果ガス排出量を推計する手法です。

¹⁶ 「単位発熱量」と呼称する場合があります。

¹⁷ 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 3 条第 1 項第 1 号ロの規定に基づく告示

¹⁸ 環境省ウェブサイト「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」算定方法・排出係数一覧

📌 現況推計における電気の排出係数

本マニュアルでは、現況推計における電気の排出係数として、実排出係数を使用することを想定しています。現況推計で用いる地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第3条に基づく電気の排出係数は、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で用いる排出係数のうち、実排出係数に対応します。ただし、前者は kg-CO₂ 単位ですが、後者では t-CO₂ 単位になっています。区域施策編において、同じく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で用いる調整後排出係数を用いることも可能ですが、都道府県別エネルギー消費統計や総合エネルギー統計では、投入燃料から炭素排出量が算定されているため、実排出係数と対応するものです。

また、後述するとおり、産業部門（製造業）や業務その他部門の事業所排出量積上法では、主として、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による特定事業所単位の排出量データを用いることを想定しています。この排出量データは、国への開示請求により入手することができますが、開示される特定事業所単位の排出量は、実排出係数に基づくものとなります。

※ 区域の温室効果ガス排出量の現況推計とは別に、電気の排出係数の変動による温室効果ガス排出量への影響を排除して分析・評価するために、例えば、電気の排出係数をある年度（例えば基準年度）で固定して推計することも考えられます。ただし、この場合は推計した温室効果ガス排出量が実態からい離する点や、より排出係数が低い電気を選択する対策の効果が反映されない点に注意が必要です。

📌 エネルギー起源 CO₂ の算定式

図 2-2-2.1 に示したエネルギー起源 CO₂ の算定式を燃料、電気及び熱ごとに記載すると以下ようになります。

$$\begin{aligned} \text{エネルギー起源 CO}_2 \text{ (t-CO}_2\text{)} = & \\ & \text{燃料使用量 (t, kl, 千 Nm}^3\text{)} \times \text{使用量当たり発熱量 (GJ/t, GJ/kl, GJ/千 Nm}^3\text{)} \\ & \times \text{発熱量当たり炭素排出量 (tC/GJ※)} \times 44/12 \\ & + \text{電気使用量 (kWh)} \times \text{使用量当たり排出量 (t-CO}_2\text{/kWh)} \\ & + \text{熱使用量 (GJ)} \times \text{使用量当たり排出量 (t-CO}_2\text{/GJ)} \end{aligned}$$

※燃料の発熱量当たり炭素排出量は、二酸化炭素の重量 (t-CO₂) ではなく炭素の重量 (t-C) で定義されています。CO₂ 排出量に換算するため炭素と二酸化炭素の分子量の比 (44/12) を乗じます。

本マニュアルでは、部門別に実績値の把握状況や推計作業の効率化等の観点から複数の推計手法を解説しています。これらの推計手法の分類の観点は次に示しますが、必ずしもいずれかの推計手法を選択する必要はありません。地方公共団体独自の統計があったり、エネルギー使用量をアンケート調査等で把握していたりする場合等は、独自の推計手法で現況推計を行うことも考えられます。

本マニュアルでは、統計量の按分の段階（業種別や車種別等の分類の細かさ）と実績値の活用の有無によって各手法の関係性を整理しました。

統計量の按分が2段階の場合は、1段階に比べて、分類ごとの原単位の違いが反映されます。また、一部の事業所やエネルギー種別の実績値を活用することで、より実態に近い推計が可能です。

推計に係る作業工数を加味しつつ、各手法の解説に掲載した選択フローや推計式を参考に、使用する手法を検討してください。

実績値が無くても可能な手法のうち、統計量の按分が1段階のものをカテゴリAとし、統計量の按分が2段階のものをカテゴリBとします。また、実績値を活用する手法のうち、統計量の按分が1段階のものをカテゴリCとし、統計量の按分が2段階のものをカテゴリDとします。さらに、統計量の按分によらない推計をカテゴリEとします。具体的には、業務その他部門における用途別エネルギー種別原単位活用法と、運輸部門（自動車）における道路交通センサス自動車起終点調査データ活用法がこれに当たります。

本マニュアルでは、エネルギー使用量実績値が無くても推計可能で、最も簡易な統計の炭素量按分による手法であるカテゴリAを、特に初めて区域施策編を策定する中核市未満の市町村における標準的手法と位置付けます。

各推計手法については、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアルの「算定手法編」において、それぞれの特徴を示した上で、部門・分野ごとに選択の判断フローを掲載することとします。

※標準的手法による市町村別の推計結果は、[環境省が地方公共団体実行計画策定支援サイトにて毎年度公表¹⁹しています。](#)

¹⁹ 環境省ウェブサイト「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト」

統計量の按分の段階	統計量の按分による推計		統計量の按分によらない推計
	実績値がなくても可能な手法	実績値を活用する手法	
1 段階按分 (部門の排出量やエネルギー使用量を按分)	カテゴリ A: 全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法 【標準的手法】 都道府県別按分法 【産業部門、業務その他部門、家庭部門】 全国按分法 【運輸部門（自動車、鉄道、船舶）】	カテゴリ C: 一部のエネルギー種(電力、ガス等)の使用量実績値を活用する方法 ※実績が無いエネルギー種は都道府県のエネルギー種別炭素排出量を部門別活動量で按分する。 都道府県別按分法（実績値活用） 【産業部門、業務その他部門、家庭部門】	カテゴリ E: 各部門・分野固有の推計手法 用途別エネルギー種別原単位活用法 【業務その他部門】
2 段階按分 (部門の排出量やエネルギー使用量を業種別や車種別で按分)	カテゴリ B: 全国や都道府県の炭素排出量を業種別や異なる出典のエネルギーで按分する方法 全国業種別按分法 【産業部門（製造業）】 都道府県別エネルギー種別按分法 【家庭部門】 エネルギー種別按分法 ①/② 【運輸部門（航空）】 都道府県別車種別按分法 【運輸部門（自動車）】 事業者別按分法 【運輸部門（鉄道）】	カテゴリ D: 一部のエネルギー種(電力、ガス等)の使用量実績値や事業所排出量を活用する方法 ※実績が無いエネルギー種は業種別や異なる出典のエネルギー種別で按分する。 全国業種別按分法（実績値活用） 【産業部門（製造業）】 都道府県別エネルギー種別按分法（実績値活用） 【家庭部門】 事業所排出量積上法 【産業部門（製造業）、業務その他部門、エネルギー転換部門】	用途別エネルギー種別原単位活用法（実績値活用） 【業務その他部門】 道路交通センサ自動車起終点調査データ活用法 【運輸部門（自動車）】

図 2-2-2.2 統計の按分段階と実績値の活用有無による現況推計手法の分類
(エネルギー起源 CO₂)

🔗 エネルギー使用量の実績値を把握する方法

区域のエネルギー使用量の実績値を把握することは、より正確な区域の温室効果ガス排出量の推計につながります。ここでは、エネルギー使用量の実績値を把握する方法を例示します。

- 事業者や家庭のエネルギー使用量を集約する仕組み（環境家計簿サイトの提供等）や条例に基づく計画書制度の報告様式を改定し、エネルギー種別エネルギー使用量の報告を受ける。
- サンプリングアンケートによりエネルギー使用量を収集し、拡大推計する。
- 電気事業者や都市ガス事業者から区域の供給量の提供を受ける。

2) エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガス排出量の推計

エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガスは、図 2-2-2.3 に示す算定式で推計します。ここで、炭素集約度は、非エネ起 CO₂ については活動量種別排出係数、その他ガスについてはこれに地球温暖化係数を乗じたものとなります。

具体的な推計手法については、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアルの「算定手法編」に記載します。

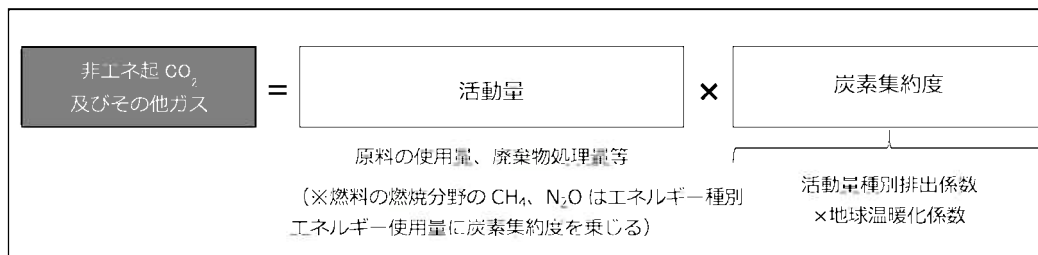


図 2-2-2.3 エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガス排出量の算定式

(3) 区域の森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量の推計

森林等の土地利用においては、人為的な管理活動、施業活動等により、植物の成長や枯死・伐採による損失、土壌中の炭素量が変化し、CO₂ の吸収や排出が発生します。区域の温室効果ガス排出・吸収量の推計を行う場合においては、全体的な排出・吸収量の寄与度、推計の難易度、我が国の気候変動対策としての吸収源対策の一覧を踏まえ、区域において吸収源対策が実施された「森林」及び「都市緑化」によるバイオマスにおける温室効果ガス排出・吸収量を推計対象とすることが考えられます。

具体的な推計手法については、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアルの「算定手法編」に記載します。

森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量は、「(2) 区域の温室効果ガス排出量の現況推計手法」に記載した温室効果ガス排出量と性質が違ふ面もあることから、両者を合算せず、別個に評価することが考えられます。また、温室効果ガス吸収量の評価については、単年で評価する方法と、複数年の累積で評価する方法が考えられます。

区域施策編においては、どのような評価の考え方に立つかを明記した上で、吸収量を掲載してください。